

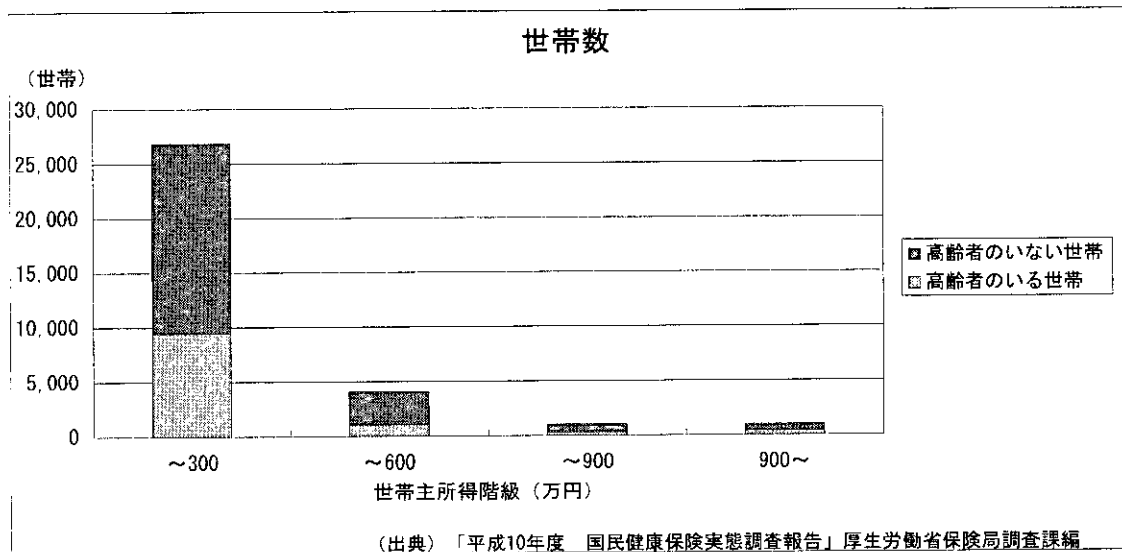
参考資料図表 1-9 所得割額の算定方法

方式	算定方法
旧ただし書方式	一般被保険者にかかる地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得額（青色事業専従者給与控除、事業専従者給与控除及び雑損失繰越控除の規定は適用せず、給与所得を含む場合にはその額に 100 分の 5 を乗じた額（その額が 2 万円を超えるときは 2 万円）を控除した額をいう）及び山林所得金額の合計額（同法附則第 34 条及び第 35 条に規定する長期又は短期譲渡所得がある場合にはこれらの額を加えた額）から同法第 314 条の 2 第 2 項の規定による基礎控除をした後におけるこれらの額の合計額に按分して算定する。
本文方式	一般被保険者にかかる地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額（同法附則第 34 条及び第 35 条に規定する長期又は短期譲渡所得がある場合にはこれらの額を加えた額）から同項各号に規定する各種控除及び同条第 2 項の規定による基礎控除をした後におけるこれらの額の合計額に按分して算定する。
所得割方式	市町村民税の所得割額（退職所得に係る所得割額を除く）に按分して算定する。

ここではデータの制約から 70 歳以上の被保険者を高齢者と定義し、全世帯を高齢者のいる世帯と高齢者のいない世帯に分類した（参考資料図表 1-10）。

国民健康保険被保険者世帯の所得分布は、300 万円未満が最も多く、全体の 8 割程度を占めていて、そのうち高齢者のいる世帯は 3 分の 1 程度である。他の世帯主所得階級についても、各所得階級に属する世帯のうち高齢者のいる世帯は 3～4 割程度となっている。

参考資料図表 1-10 高齢者のいる世帯と高齢者のいない世帯の世帯数分布<sup>1</sup>



<sup>1</sup> 本図表では「世帯の合計所得金額」ではなく「世帯主の所得金額」で階級を作成している。

公的年金等控除の見直しにより公的年金等受給世帯の課税上の所得が増加（減少）するため、保険料（税）の所得割課税対象額へ影響を与える。しかし、保険者からみると、必要とする合計の保険料（税）の所得割相当金額は一定であるので、所得割課税対象額が増加した世帯は保険料（税）も増え、減少した世帯は減るという関係が成り立つ。ここでは、高齢者のいる世帯と高齢者のいない世帯のそれぞれについて、一世帯あたり保険料（税）の影響額を推計する（参考資料図表 1－11）。

なお、本推計はマクロ指標を用いて行っているため、公的年金等受給者の個別の状態（減免対象世帯か否か等）や国民健康保険の保険料（税）算出方法の詳細（賦課限度額を超えているか否か等）は反映されていないが、おおよその傾向把握は可能であると思われる。

参考資料図表 1－11 国民健康保険の保険料（税）の所得割相当額推計フロー（1／2）

Step	処理項目	内容
C-1	高齢者のいる世帯の全世帯に対する割合	高齢者のいる世帯数合計の全世帯数に対する割合を計算する（「平成 10 年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編）。
C-2	世帯数分布	保険料（税）の賦課方式別 <sup>※1</sup> 所得割相当額算定方式別 <sup>※2</sup> の世帯数（「平成 10 年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編）に、C-1 で求めた高齢者のいる世帯の全世帯に占める割合を用いて、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別 <sup>※3</sup> の世帯数を推計する。
C-3	課税対象額分布	保険料（税）の賦課方式別所得割相当額算定方式別の所得割課税対象額（「平成 10 年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編）に、C-1 で求めた高齢者のいる世帯の全世帯に占める割合を用いて、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割課税対象額を推計する。
C-4	所得割算定額分布	保険料（税）の賦課方式別所得割相当額算定方式別の所得割算定額（「平成 10 年度 国民健康保険実態調査報告」厚生省保険局調査課編）に、C-1 で求めた高齢者のいる世帯の全世帯に占める割合を用いて、賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を推計する。

参考資料図表 1-11 国民健康保険の保険料（税）の所得割相当額推計フロー（2/2）

Step	処理項目	内容
C-5	公的年金等控除見直し後の課税対象額分布	公的年金等控除の見直しによる総所得変動額（参考資料図表 1-6 A-6）に、国民健康保険の課税対象世帯数合計の、全世帯数（「平成 10 年度 国民生活基礎調査」厚生労働省）に対する割合を乗じ、C-2 で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の世帯数分布で按分する。これに、C-3 で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割課税対象額の分布を加算して、公的年金等控除見直し後の課税対象額分布を推計する。
C-6	公的年金等控除見直し後の平均按分率	C-4 で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を世帯類型について合計した値を、C-5 で求めた公的年金等控除見直し後の課税対象額分布を世帯類型について合計した値で割って、公的年金等控除見直し後の平均按分率を推計する。
C-7	公的年金等控除見直し後の所得割算定額分布	C-5 で求めた公的年金等控除見直し後の課税対象額分布に C-6 で求めた公的年金等控除見直し後の平均按分率を乗じて、公的年金等控除見直し後の賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を推計する。
C-8	公的年金等控除見直し後の 1 世帯あたり所得割相当額保険料の変動額	C-7 で求めた公的年金等控除見直し後の賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の所得割算定額を、C-2 で求めた賦課方式別所得割相当額算定方式別世帯類型別の世帯数で割って、1 世帯あたり所得割相当額保険料の変動額を推計する。

※ 1 4 方式、3 方式、2 方式の 3 種類

※ 2 旧ただし書方式、本文方式、所得割方式、その他方式の 4 種類

※ 3 高齢者のいる世帯、高齢者のいない世帯の 2 種類

## 2. 年金課税に関する提言事項一覧

## 年金課税に関する提言事項一覧

ここでは、第1章第2節で年金課税に関する問題点を整理するにあたり、幅広く調査した論文・提言等を抜粋し、問題点毎に一覧化している。ただし、各論文等では複数の問題点について言及しているものも含まれており、代表的な提言毎に整理したものである。

### 「①世代間バランスの観点」に関係するもの

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
社会保障制度審議会 「新しい世紀に向けた社会保障 (意見)」(2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金所得に対する所得課税によって、受給者にも応分の費用負担を求めることにより、給付水準の実質的な調整と現役世代の負担軽減を図っていくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公平を担保するための資産調査又は所得調査が不要となるので、社会保険の権利性(受給権)を維持した上で、高齢受給者の世代内公平が確保できる。</li> <li>資産調査や所得調査による受給制限に比べて、受給者の権利や尊厳が尊重される上、勤労意欲や資産形成意欲という経済効率への悪影響が小さい。</li> <li>高齢受給者にも応分の負担を求めることにより、現役若年層の負担軽減又は現役若年層向け社会保障の拡充が可能になり、いずれも世代間の公平に貢献する。</li> </ul>
経済同友会 「今後のわが国税制のあり方について」 (2000, Vanguard-Journal)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ますます進行する高齢社会に備え、世代間の公平を確保し、財政問題へ対応していくため公的年金に係る税制の適正化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライマリー・バランスの回復のため、税制改革(税収拡大)は必要不可欠である。</li> <li>現行の公的年金に係る税制は、拠出段階及び運用段階において非課税であり、また給付段階においても手厚い公的年金等控除があるため、全体として非課税に近い状態にある。</li> <li>現在の年金制度が、実質的に世代間扶養すなわち現役世代の負担の下に維持されていること、また、すべての高齢者が必ずしも経済的弱者ではないとの現実を踏まえれば、何らかの見直しが必要である。</li> </ul>

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
<p>地主重美 「公的年金と租税 —国際比較の視点—」 (NIRA 「長期的な税制のあり方に関する研究・第4段階報告、1989)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金に対する課税は拠出非課税・給付課税という方式をさらに徹底すべきである。</li> <li>・ 年金給付課税における所得控除は、低所得者には効果は薄く、高所得者ほど効果は厚くなり、垂直的公平を損なうことに注意すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現役勤労世代や将来世代に傾斜した過大な負担を緩和するため、保険料は非課税とすべきである。</li> <li>・ 公的年金保険の給付が所得比例的要素を強く反映していることを考えれば、垂直的公平の点からも年金給付は原則として全額課税ベースに参入すべき。</li> <li>・ もっとも、給付時課税は稼得のない高齢退職者にとつて過大な負担になるとの批判もある。しかし、             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 低所得時の課税でも税法上の控除が適用されるので、高齢者にとって本当に大きな負担になるのか疑問。</li> <li>② 高齢者にもリッチな者が相当多いときに、高齢者を先験的に低所得者層に分類するのはどうか。これからの者についても年金給付のかなりの部分を非課税にすれば、年齢階層内の所得格差を拡大させることになる。</li> </ol> </li> </ul>

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
林 宏昭 「年金課税の現状と課題」 (1999.4 総合税制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等控除を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の就業が若年層と比較して困難であることから稼働力が弱いという側面もあるが、少なくとも、高齢者控除等も含めて現役世代と比較して一律に課税最低限を高く設定する必要性は弱い。</li> </ul>
別所 俊一郎 「社会保障制度と世代間の不平等」 (1998, 日本総研 JRR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的私的年金を問わない拠出時・運用時・非課税、給付時課税の原則の徹底を柱の一つとし、公的年金等控除を廃止する方向で検討することが妥当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者世帯の課税最低限は給与所得者と比べ、教育費負担等が少ないことを考慮すると高すぎる。</li> <li>ライフタイムでの租税負担が均等化されることが期待され、貯蓄を行う現役世代の負担軽減、分配率の基準からみれば世代間の平等につながる。</li> </ul>
堀 勝洋 「年金制度の再構築」(1997)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金に対する課税を強化すべき。</li> <li>公的年金に対する課税を減免することは問題。</li> <li>公的年金等控除の額を今後大幅に引き下げる必要がある。</li> <li>障害年金及び遺族年金の非課税措置の見直しも必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準引き下げの効果を持つとともに、租税が課されている就労世代と均衡をはかる手段。</li> <li>障害者や高齢者が汗水たらして働いて得た給与所得には課税するが、そうではない年金所得に対する課税するというのは、むしろ逆。</li> <li>給与所得と年金所得とでは課税最低限が大幅に異なる。</li> <li>公的年金等控除額の引き下げや障害年金等に対する非課税措置の見直しに見合う分、老年者控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除の額を引き上げる。</li> </ul>

「②世代内バランスの観点」に関係するもの

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
<p>高山 憲之 「年金給付課税と退職金税制をめぐって」 (1994、高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業 (財) 長寿社会開発センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上は公的年金等控除を廃止し、一律に老年者控除 (控除額は引き上げる) で対応する。</li> <li>・ 少なくとも公的年金等控除を 65 歳前後で大幅に変える必要はない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私的年金も公的年金と同様、拠出時非課税・給付時課税とする。具体的には、 《企業年金》             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 私的年金の掛金を社会保険料控除の対象に</li> <li>② 積立金運用益は課税を給付時まで延期</li> <li>③ 特別法人税は廃止</li> <li>④ 財源確保のため、退職給与引当金を圧縮</li> </ul> </li> <li>《個人年金》             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 税制適格の個人年金の創設 (国年基金はアクセス制限の点で問題あり)</li> <li>② 掛金は公私を含めた年金掛金の合計額の一定部分を控除</li> <li>③ 運用益は課税を給付時まで延期</li> <li>④ 給付時課税</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の理由により、老後生活に対する公的支援は一般性の高い老年者控除または老人配偶者控除で対応するのが望ましい。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 65 歳以上の受給世代と拠出世代の課税バランスが崩れていること。</li> <li>② 年金以外に他の所得がある者と公的年金だけの者の間で不公平がある。(特に自営業者グループと被用者グループとの間)</li> </ul> </li> <li>・ 公私年金はそれぞれ長所・短所があり、相互に補完すべき存在。また、公的年金に対するアクセスの違いや年金額の格差を勘案すれば、<u>公私の年金を問わず年金としての実態要件を満たすものについて一定の枠内で同一の取扱いを</u>する必要がある。</li> </ul>



論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
田近栄治 「課税ベースと年金制度全体を見据えた改革を」 (2000 「わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-」についての税制調査会専門委員の意見」財務省HP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等控除を撤廃する一方、必要なら老年者控除の拡充を図る事で、年金課税の強化を図るべき。</li> <li>社会保険料控除を廃止し、課税ベースを広げ、税率を引き下げなどの検討を進めるべき。</li> <li>年金は現在雑所得に分類されているが、そうした分類は廃止すべき。</li> <li>在職中の年金のカットを廃止すべきである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的・私的年金の全体を見据えた上で、年金税制のあり方を議論する必要性がある。</li> <li>公的年金でないにも係わらず、積立時には社会保険料控除が、給付時には公的年金等控除が適用されている。</li> <li>年金の場合、仕組みと税制を切り離すことは、大きな誤りであり、一人一人の個人の生涯を通じた所得や労働の観点から制度の見直しが必要である。</li> </ul>

千葉稔 「年金増税問題とその批判」 (賃金と社会保障947号、986)	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢(退職)年金への全面課税は以下の理由により妥当ではない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会保険料は形式的には保険料であるが、実体的には社会保険税である。租税に対する課税という二重課税は当然排除されるべき</li> <li>② 公的年金給付は個人年金のような家計収入とは異なり公的な財政支出であり、それに対する課税は本来おかしい。</li> </ol> </li> <li>ただ、給付実態では高額の高額年金もあり、かつ他の資産所得を相当有する年金世帯もあることは無視できない。            →非課税限度額を設け、一定額の年間所得のある世帯については、年金額を他の所得を総合合算する措置をとるべき。</li> </ul>	
---	---	--

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
<p>吉牟田 勲 「年金課税の将来方向の総合的検討」 (1994, 高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業 ((財) 長寿社会開発センター))</p>	<p>【長期的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私的年金の掛金に対する社会保険控除の適用</li> <li>・ 公的年金等控除の老年者控除への移し替えによる縮減</li> <li>・ 公的年金等控除の私的年金への適用拡大と企業年金・個人年金保険の経費控除の廃止</li> <li>・ 運用収益の即時課税への変更 (代替措置として積立金の繰延利子徴収の採用)</li> </ul> <p>【短期的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例適格年金の従業員掛金に対する社会保険料控除の適用</li> <li>・ 公的年金等控除の定額控除の老年者控除への吸収、個人年金の雑所得課税</li> <li>・ 厚生年金基金及び適格年金の目標額を超える積立金に対する特別法人税の継続</li> </ul>	<p>背景となる考え方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠出世代の保険料負担及び税負担の増大に配慮しその負担の緩和に役立つ。</li> <li>・ 入口非課税・出口課税の基本的方向に向かいつつ、必ずしも社会的弱者でない退職世代に応分の税負担を求め替える。また、老年者控除への公的年金等控除の定額分の振替えにより、年金所得者の負担を緩和し、老年者の各種所得間の負担のバランスを回復する。</li> <li>・ 公的年金課税の同等の取扱い及び制度の簡素化を行う。</li> <li>・ 他の金融商品との課税上のバランスから、各種年金の利子について即時課税が必要。</li> <li>・ 公務員等の職域年金、厚生基金、特例適格年金、国年基金を保険料支払の強制性から同等のものとみる。</li> <li>・ 年金所得者の負担が激増しない形で、出口課税に向かう。</li> <li>・ 特別法人税は事業主掛金に対する従業員給与としての課税繰延べの利子徴収が主体となっており、そのまま継続する。</li> </ul>

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
山崎泰彦 「国庫負担および年金税制のあり方について」 (2002 第5回社会保障審議会年金部会資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等控除は、当面、給与所得控除の水準にまで下げ、将来的には独自の水準を設けるべき。</li> <li>・ 現行制度では、給与所得のある年金受給者については、給与所得控除と公的年金等控除があわせて適用されるが、いずれか一つの控除の選択制に改め、かつ給与所得と年金所得を合算して課税すべき。</li> <li>・ その場合には、在職老齢年金を廃止し年齢要件のみで支給するなど、支給制限を大幅に緩和することも検討してよい。</li> <li>・ 年金課税見直しによる増収分は、基礎年金の国庫負担割合引上げや、育児等の次世代育成支援に充てるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現役世代との税負担の均衡を図ると言う観点から見直しを急ぐべきである。</li> <li>・ あまりにも過剰な優遇措置である。</li> <li>・ 支給制限緩和は支払い増になるが、税収増や高齢者の雇用促進という効果がある。</li> <li>・ 年金課税の見直しは世代間の公平と言う観点から進められるものである。</li> </ul>

「③公的年金と企業年金の相違に関する観点」に関係するもの

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
佐藤 英明 「年金生活者」と所得税負担 (1996, 税研 65号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税法上の「公的年金等」には、公的年金と企業年金という性質の異なる「年金」が含まれており、両者を分ける必要がある</li> <li>・ 企業年金については、退職一時金を視野に入れた特別な年金控除の創設（例えば、勤続年数のうち年代に応じて逡増する退職所得控除額を設定し、退職年金に対する所得控除を廃止し、退職所得控除を年金化する）が考えられる</li> <li>・ 負担の公平、制度の簡素化という点から整理が必要</li> <li>・ 使用者から年金を受け取る場合、および厚生年金基金に関連する場合、および厚生年金基金に関連する場合も、拠出段階を含めて公的年金等として扱うべき。残りの制度については、利子所得と雑所得とに分ける</li> <li>・ 年金以外の所得に適用される累進税率との関係で、年金も課税の対象とし、制度の簡素化の観点から強制加入・賦課方式の年金の場合は、年金等に対する特別な控除は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税負担の上で不公平が生じている（貯蓄の運用益等）</li> <li>・ 労働力の流動化に対応した年金制度の仕組みが必要</li> <li>・ 問題点も多い（勤務先が複数の場合、育児休業が一般的である場合等）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担の公平、制度の簡素化という点から整理が必要</li> <li>・ 使用者から年金を受け取る場合、および厚生年金基金に関連する場合、および厚生年金基金に関連する場合も、拠出段階を含めて公的年金等として扱うべき。残りの制度については、利子所得と雑所得とに分ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金受給者が増えていく中で複数の所得分類を制度に持ち込むことは避けるべきである</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金以外の所得に適用される累進税率との関係で、年金も課税の対象とし、制度の簡素化の観点から強制加入・賦課方式の年金の場合は、年金等に対する特別な控除は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制的な賦課方式による公的年金について所得税負担を求めるとは所得の再分配のさらに再分配であり、年金を増額し所得税を課税してもまた、年金を低く抑え、所得税を非課税にしても変わらない</li> <li>・ ただし、公的年金以外の資産性の所得を多額に稼得している者と年金生活者以外の納税との課税の公平をも考える必要がある</li> </ul>

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
渋谷 雅弘 「公的年金の課税」 (日税研論集 37. 1997)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金と私的年金について、課税の整合性が言われるが、両者について同じ課税方法を採用する必然性はない。</li> <li>公的年金課税は、公的年金制度によるグループ間再分配を個人のレベルで調整する再々分配として意義を有する。</li> <li>年金給付の非課税論には根拠がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私的年金は一種の貯蓄であるが、公的年金は貯蓄ではなく、現役世代から引退世代への再分配制度である。従って、公的年金における拠出は、貯蓄ではなく、一種の税として見るべきである。同様に、公的年金給付は、貯蓄の払い戻しではなく、移転支出として見るべきである。</li> <li>公的年金制度は、グループ間の再分配に重点をおくためか、各グループに属する個々人への配慮は乏しい。</li> <li>年金給付は、受給者の経済状況とは関係なく行われるものであるので、単に社会保障給付であるというだけでは、非課税とする根拠にはならない。</li> <li>老年者にとって、年金給付が増加するほど、必要となる追加的経費も増大するということにはなく、調整は、老年者控除等により配慮されるべき。</li> <li>年金給付が財政支出であることを非課税の根拠にされるが、公的年金は、基本的には他の所得の有無にかかわらず給付されるのであるから、他の所得と合わせて累進課税を適用すべき。</li> <li>一般に、高い年金を受けているものは税の控除をほとんど必要としないし、他方、年金の低いものは現行システムの控除から何ら便益を受けていない。</li> </ul>

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
財務省税制調査会 「わが国税制の現状と課題－2 1世紀に向けた国民の参加と選 択－」 (2000 財務省HP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子・高齢化の進展、高齢者の生活実態を勘案して、貯蓄課税との均衡、世代間の公平などの観点を踏まえながら、企業年金等に係る税制のあり方について、拠出・運用・給付を通じた負担の適正化に向けて検討を行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金等に対する税制を考えるに当たっては、公的年金についてはその他の年金と比較して加入に強制性があるのに対して、企業年金、個人年金は基本的に任意の制度となっていることに留意する必要がある。</li> <li>・ 各種の制度が存在している中で、1階の基礎年金、2階の厚生年金（報酬比例部分）、任意の企業年金、個人年金など、それぞれの特色や役割の違いも勘案する必要がある。</li> <li>・ 年金と貯蓄が経済的には類似していること、貯蓄については自らの所得の処分であり、所得控除が認められていないことなど、貯蓄課税との関係に留意する必要がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金の給付を受けるに当たり一時金方式と年金方式との選択に影響を与えている税制は見直しが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金の実態を見ると、給付を受けるに当たり一時金方式と年金方式とが本人の裁量によって選択可能なものがあり、年金に代えて一時金が選択される割合が高いと言われ、年金として受給する場合より退職一時金として受給する場合の方が税制上有利であることがその原因との指摘がある。支給実態に影響を与えているような税制については、税の公平・中立の観点から、そのあり方の見直しが必要である。</li> </ul>

「④年金と一時金の税優遇格差に関する観点」に関係するもの

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
<p>吉田明香 「企業年金の課題と展望－確定拠出型年金の導入に関して税制を中心として－」 (2000 同志社政策科学研究第2巻)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員分の拠出時非課税控除枠については新たに年金控除を設け、旧来の各種拠出時控除を統合。各種控除は確定給付型か確定拠出型か、また、年金か一時金かを問わず控除する。(年金税制の統一化)</li> <li>・ 現行の一時金受給者に対する優遇税制を廃止し、むしろ年金受給を促進させる目的で、一時金受給時にはペナルティタックスを課し、年金受給者を優遇すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも企業年金の管轄が二つにまたがっており二制度もあるのはおかしく、また、企業年金税制が複雑すぎる。歴史上の背景はおいておいて、現在では意味の無いようなことと思われる。</li> <li>・ 少子化、家族扶養機能の一層の低下などにより、今後「老後の生活保障」の重要性は増す事になる。約20年間に及ぶ退職後の期間を考慮すると年金のニーズが強まっていくと考えられる。</li> </ul>

「⑤その他（特別法人税）」に関するもの

論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
<p>藤田晴 「年金税制の改革」 (NIRA「長期的な税制のあり方に関する研究、1986)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金税制は次の方針に従って見直しをすべきである。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 拠出・積立時非課税、給付時課税方式を基調にして、公正と効率の両条件を充足する統一的な年金課税体系を確立する。</li> <li>② 老後保障のための自助努力・互助努力を政策的にバックアップし、活力ある福祉社会の確立に寄与する方向で、私的年金税制及び関連制度を整備する。</li> </ol> </li> <li>公的年金については、老齢年金に関し非課税論があるが、以下の理由により反対。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① わが国の公的年金給付は最低所得保障に限定されない。</li> <li>② 将来は現役世代の年金保険料負担が極めて重くなる。</li> </ol> </li> <li>私的年金については拠出面および積立金運用面における課税の緩和と合理化を図ることが望ましい。</li> <li>老後生活の安全保障という観点からすれば、年金より一時金を選択する傾向が強いは問題なので、現在の寛大な退職所得の課税方式は引き締めの方で再検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の年金税制は全体が一貫した合理的な考え方に基づいて設計されていない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種の年金に対する課税上の取扱いがあまりに不統一である。</li> <li>② 退職所得課税・利子配当課税等の関連制度と年金税制との相互調整について十分な考慮が払われていない。</li> </ol> </li> </ul>



論文・著者名等	提言内容	背景となる考え方等
経済団体連合会 「企業年金制度の抜本改革を求め～自由な人生設計と豊かな老後のために～」 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金で受け取るか、一時金で受け取るかは、従業員一人一人が選択できるものとし、給付水準・基礎率等の設定についても、労使の合意に基づき合理的で自由な設定を認める。制度設計に関する選択の幅を広げるために、確定拠出型企業年金制度を導入する。(労使の合意に基づく自由な制度設計)</li> <li>制度設計の違いによる税制措置の違いを解消するとともに、退職後所得確保のための自助努力を促すとの観点から、拠出時、積立時は非課税とし、受給時課税に一本化し、特別法人税は改革の実現を待つことなく即刻撤廃する。また、企業の積立努力を促すため、弾力的な拠出を認めるような税制措置を講じる。(共通の税制と退職年金への支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>21世紀を活力ある経済社会とするためには、国民一人一人、民間の各主体が、自己責任原則のもと、それぞれの自由な発想と様々な工夫により自立していくことが不可欠である。企業年金制度を私的な制度として明確に位置づけ、公的な関与は最小限にとどめるべきである。</li> <li>今後とも急速に高齢化が進むことを考えれば、21世紀の高齢社会で国民が豊かな老後を確保するためには、私的な年金の充実が喫緊の課題であり、活力ある経済社会を維持するための鍵ともなる。国民の自助努力による退職後の所得の確保、充実に資するため、税制面からも支援策を講じるべきである。</li> </ul>
東京商工会議所 「平成12年度税制改正に関する要望―日本経済の再生に向けて―」 (1999)	提言内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>現在課税が凍結されている企業年金の積立金に課せられる特別法人税を廃止するとともに、原則として企業年金税制は拠出・積立時は非課税、給付時に一括課税とすべきである。</li> </ul>	背景となる考え方等 <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、企業年金の役割が増すものと思われる。</li> </ul>

### 3. 世帯数分布データ

## 世帯分布の概観

### ①国民生活基礎調査のデータについて

平成 10 年調査および平成 13 年調査を使用した。世帯分布の全体傾向はほぼ同様であった。

### ②世帯主年齢が 60～64 歳の世帯について

世帯所得額に関しては、配偶者年齢 65 歳未満かつ世帯主所得が 300～600 万円の階級の人数が最も多く、次いで、300 万円未満の階級が多い。それ以外の世帯類型（男子単身、女子単身、配偶者 65～69 歳、配偶者 70 歳以上）では、世帯主所得が 300 万円未満の階級で最も人数が多く、世帯主所得が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。

世帯年金収入に関しては、配偶者年齢 65 歳未満かつ年金収入が 100 万円未満の階級の人数が最も多く、その次に多いのは年金収入が 200～300 万円の階級である。それ以外の世帯類型（男子単身、女子単身、配偶者 65～69 歳、配偶者 70 歳以上）では、年金収入が 100 万円未満の階級で最も人数が多く、年金収入が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。

### ③世帯主年齢が 65 歳以上の世帯について

世帯所得額に関しては、女子単身で世帯主所得が 300 万円未満の階級の人数が非常に多く、それ以外の世帯類型（男子単身、配偶者 65 歳未満、配偶者 65～69 歳、配偶者 70 歳以上）では、世帯主所得が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。

世帯年金収入に関しては、女子単身で世帯主年金収入が 100 万円未満の階級の人数が非常に多く、年金収入が増えるにつれて各階級に属する人数は減少していく。また、男子単身世帯についてもほぼ同様の傾向が見られる。それ以外の世帯類型（配偶者 65 歳未満、配偶者 65～69 歳、配偶者 70 歳以上）では、年金収入階級に対してほぼ一様に分布している。

なお、参考資料の「3. 世帯数分布データ」及び「4. 公的年金等控除見直しによる 1 世帯あたり所得税増税額」の表中の「所得額」は総所得である。また、夫婦世帯の場合は、「所得額」、「公的年金・恩給受給額」とも夫婦合算の世帯全体の額である。

<平成10年>

世帯数分布

所得額 (万円)	男子単身世帯 60歳～64歳											男子単身世帯 65歳以上										
	公的年金・恩給受給額 (万円)						所得額 (万円)					公的年金・恩給受給額 (万円)						所得額 (万円)				
	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	400~	合計	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	400~	合計		
~100	37	19	-	-	-	-	-	-	56	182	97	-	-	-	-	-	-	-	-	279		
~200	27	2	14	13	-	-	-	-	55	32	39	83	76	-	-	-	-	-	-	230		
~300	24	1	5	7	13	6	-	-	56	22	10	13	9	79	50	-	-	-	-	181		
~400	21	7	3	4	4	2	-	-	41	10	8	10	7	9	8	45	11	-	-	106		
~500	14	1	2	2	1	-	1	-	22	1	3	-	-	5	7	4	2	3	3	24		
~600	6	1	1	2	-	3	1	-	13	3	6	1	2	1	2	4	1	1	1	20		
~700	1	-	-	-	-	1	-	-	2	5	3	1	1	3	1	1	2	-	-	16		
~800	2	-	-	-	-	1	-	-	4	1	1	1	-	-	1	1	3	-	-	5		
~900	3	-	-	-	-	-	-	-	3	2	2	1	-	-	-	-	1	3	-	9		
~1000	4	-	1	-	-	-	-	-	5	1	2	-	-	-	-	-	1	1	-	5		
1000~	12	1	-	-	-	-	-	-	13	6	-	3	2	3	1	1	1	1	2	18		
合計	150	32	25	28	18	12	3	0	268	263	169	113	97	99	69	57	20	6	6	893		

所得額 (万円)	女子単身世帯 60歳～64歳											女子単身世帯 65歳以上										
	公的年金・恩給受給額 (万円)						所得額 (万円)					公的年金・恩給受給額 (万円)						所得額 (万円)				
	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	400~	合計	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	400~	合計		
~100	167	59	-	-	-	-	-	-	227	1,710	740	-	-	-	-	-	-	-	-	2,450		
~200	94	31	67	42	-	-	-	-	233	121	124	651	418	-	-	-	-	-	-	1,314		
~300	33	18	6	15	15	10	-	-	98	40	29	41	42	249	90	-	-	-	-	491		
~400	18	3	4	9	4	3	6	1	48	14	12	16	19	12	12	36	16	-	-	138		
~500	6	3	1	-	1	-	-	-	10	9	3	7	12	8	6	5	3	7	60			
~600	7	2	2	-	2	-	-	-	13	5	6	3	4	2	1	6	-	2	27			
~700	6	1	-	-	1	-	-	-	7	3	4	3	1	3	1	-	-	2	17			
~800	7	1	-	-	-	-	-	-	4	2	1	2	3	2	-	3	-	1	13			
~900	4	-	-	-	-	-	-	-	4	2	1	1	3	-	-	-	1	-	7			
~1000	2	-	-	-	-	-	-	-	4	2	4	-	1	3	-	1	-	1	11			
1000~	7	1	-	1	-	-	-	-	9	7	4	3	3	2	-	1	-	1	20			
合計	349	118	82	67	22	13	6	1	659	1,914	927	727	505	282	109	51	20	13	13	4,548		